

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について

令和2年11月19日
本 部 事 務 局

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告や各府県市の人事委員会の勧告、これに基づく給与改定の動向を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正内容

関西広域連合会計年度任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

	6月期	12月期
令和2年度	1. 30月（支給済み）	1. 25月（現行1. 30月）
令和3年度以降	1. 27.5月	1. 27.5月

3 条例改正案

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

